

無効

平成16年3月22日

電子環第 01-363  
平成 14 年 2 月 1 日

情報機器安全技術委員会委員各位：  
パソコン事業委員会委員各位：

(社)電子情報技術産業協会  
情報機器安全技術委員会  
委員長 木津 祐彦

パソコン／周辺機器等の電気用品安全法非対象製品用電源コードセット  
に係わる電気用品安全法の適用について

昨年 11 月 14 日付け当協会事務局長発信文書「周知お願いの件」に関連し、標題の事項につき経済産業省所轄部門との意見交換を行ってまいりました。

その結果、電気用品安全法における、電気用品非対象製品であるパソコン等に同梱されて輸入される電源コードセット（通称）に関する当局の見解が下記の通り確認されましたのでご報告致します。

記

1. 電源コードセット（通称）の取り扱いは、当分の間、旧電気用品取締法時代の解釈（すなわち、非対象製品に同梱されて輸入・販売される場合に限り、非対象として扱われる。）を変更しないものとします。
2. 今後、電源コードセットの安全確保の為の仕組み作りに関して、行政との検討を継続します。
3. 参考  
「電源コードセット」とは、差し込みプラグ、コード及び器具用差し込みプラグ等を一体成形したものの通称で、電気用品名にはありません。デスクトップ又はタワー型パソコンの着脱式電源コードセット及びノートブック型パソコン又は LCD ディスプレイの AC アダプターの変圧器から差し込みプラグに至るコードが着脱式になっている場合のコードセット等を指します。

[本件に関する問い合わせ先]

(社)電子情報技術産業協会 環境・安全部 (桑原孝)  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-11  
三井住友海上駿河台別館ビル 3 階  
TEL : 03-3518-6433 FAX : 03-3295-8727

以上

この内容は、電気用品安全法の規制についての重要な点を、経済産業省とおこなった会合での規制当局の発言内容に沿ってJEITA情報機器安全技術委員会がまとめたものである。

A. 電気用品安全法の運用の骨子

1. 電気用品安全法の趣旨は、機器の安全性を使用者のために担保することである。電源コードセット等(注を参照)が機器の付属品として輸入・販売されるときに望まれるのは、その付属品をも含んで機器の安全確保が図られることである。すなわち、機器の製造・輸人事業者がパソコン等の電子・電気機器を販売する場合は、附属される電源コードセットを含めて全体として安全性の確認をすることが期待される。この考えから離れ、機器の一部または付属品である電源コードやヒューズだけを取り出して、法の要求を云々することは規制当局の本意ではない。
2. 規制対象品目の部品等を汎用品として輸入する場合は、それ自体で法の要求を満足させる必要がある。従って、輸入形態のいかんに関わらず、電源コードセットを単体で、汎用品として一般向けに販売する場合には法の対象となる。
3. 補修交換用のヒューズや電源コードセットは、その補修対象となる機器の補修用として使用される目的であるので、機器の製造・輸人事業者として管理できるのであれば、機器の付属品としての考えを準用できる。しかし万一それを法の要求を満たさずに汎用品としての販売等に流用することは、法の趣旨に反する行為となり得る。
4. 規制は、製品の安全確保という目的に沿った、必要最小限のものとしている。従い、製造・輸人事業者が自己責任において製品の安全確保に努めることが基本である。すなわち、事業者が規制の本質・目的を理解した上で、自己ポリシーの下、適切に対応することが肝要である。

B. 電気用品安全法非対象であるパソコン等の電子・電気機器と電源コードセット(注を参照)との関係について

1. 電源コードセットは、電気用品安全法の対象として取り扱う。
2. 上項に係わらず、旧電気用品取締法時代からおこなわれてきた法の運用の実態を考慮して、非対象品の機器に同梱して輸入される電源コードセットは、(ACアダプタと共に輸入機器の同梱品に含まれる場合も含む) 電気用品安全法の下でも非対象として取り扱う。安全性の担保は、法の趣旨にもとづき機器全体として確保すること。
3. ACアダプタは、直流電源装置として単独に電気用品安全法の対象品目の機器である。この取り扱いは、他の非対象品目の機器に同梱して輸入する場合であっても変わらない。

注：「電源コードセット」とは、差し込みプラグ、コード及び器具用差し込みプラグ等を一体成形したものの通称。(電気用品名にはない)

以上